

交通災害共済にご加入ください

会費は年間三百五十円



交通事故は、わたしたちの身にいつふりかかってくるかわかりません。万が一の交通事故に備え、平成元年度もご家族そろって「交通災害共済」に加入しましょう。

■加入できる人：岩室村に住所のある人
 ■会費（掛金）：一人年額三百五十円（途中加入する人も同額）
 ■共済期間：四月一日から来年三月末日まで（途中加入の場合も期限は三月末日まで）
 ■申し込み方法：各区分長さんを通じて、全世帯に申込書をお届けします。申込書には、今年一月末現在の世帯員が記載されていますので、お手数でも転出や死亡などご確認のうえ、加入する人数分の会費をそえて切り離さずに（申込書は切り取り線つきの二連用紙です）区分長さんに提出してください。また個人で直接手続をする場合は、次の金融機関へお申し込みください。

■交通災害共済取り扱い金融機関
 第四銀行巻支店・岩室村農協・和納農協・間瀬農協・巻信用組合岩室支店・和納支店
 なお、今年二月一日以後に本村に転入されたかたの分は、世帯員が記載されていない

白紙の申込書をお届けしますので、お手数でも加入する人の名前などを記入のうえ、区分長さんか取り扱い金融機関へお申し込みください。

ところで見舞金の支払いですが、①歩行中に車にはねられたりした事故 ②自動車バイク、電車、自転車、荷物などの運行中の事故 ③いわゆる交通事故で受傷、死亡した場合での事故が対象です。

なお、見舞金の請求期限は、交通災害を受けた日から一年以内です。見舞金はけがの程度に応じて（入院、通院の実治療日数が七日以上が対象）二万円から七万円まで支払われます。詳しい内容については、後日申込書と一緒にチラシを配布しますのでご覧ください。

■交通災害共済についてのお問い合わせは、役場商工観光課（☎82-142-11内線一三二）へ。

昭和63年消防白書

近隣町村では、昨年也非常に悲しい事故があったことは、まだ記憶に新しいと思います。幸いにも岩室村ではこれといった大きな火災や事故もありませんでした。でも



消防車や救急車の出動件数はまだまだ多いようです。

消防

昨年、村での消防車出動回数表は四回ありましたが、どれもぼや程度で損焼面積、損害額を計上するまでにはいかなかったもののばかりです。これは、みなさんの防火に対する

消防車出動状況

(昭和63年1月～12月)

	建物	その他	誤報	合計
昭和62年	6回	5回	0回	11回
昭和63年	3回	1回	0回	4回

新刊図書案内

- 文芸/橋本治著「桃尻語枕草子(中)」吉本ばなな著「哀しい予感」田中芳樹著「タイタニア1(疾風編)」栗本薫著「魔界水許伝15」赤川次郎著「二階の沈黙」氷室冴子著「北里マドンナ」早坂茂三著「駕籠に乗る人・担ぐ人」ベニー松山著「隣り合わせの灰と青春」島倉功著「僕は泣かない」島田荘司著「夜は千の鈴を鳴らす」林真理子著「今夜も思い出し笑い」
- 社会/森本通夫著「サッチャー時代のイギリス」浅尾法灯著「人生汗と涙と情」梅棹忠夫編「私の和的生産の技術」加藤周一編「私の昭和史」加藤諦三著「内づらと外づらの心理」藤井正雄著「仏教早わかり事典」篠田英之助著「上手な話し方101のポイント」加藤諦三著「自分に気づく心理学」山本悌二郎著「有田八郎の生涯」NHK大河ドラマ・ストーリー「春日の局」新潟日報社編「歴史を刻んで」阿部正路著「日本の神様を知る事典」
- 科学/ゲイル・ハウザー著「チェルノブイリ(上下)」徳大寺有恒著「'89年版間違いだらけのクルマ選び」西東社編「ワープロパソコン漢字辞典」深山毅著「野菜づくり」米田和夫著「やさしい盆栽の仕立て方」市川正温著「庭木入門」込谷真佐雄著「菊づくり小百科」中山草司著「観葉植物の楽しみ方」
- 芸術・スポーツ/加藤偉一著「いやひこ和歌巻」今井凌雪編「小学生の書道講座」植村和堂編「高野切第三種」日比野光鳳編「色紙短冊の書き方」ビッグスピリッツ編「極楽スキー'89」藤田元司著「耐えて勝つ」玉井清著「初歩ダンス入門」
- その他/主婦の友社編「お菓子作り1年生」自由国民社編「'89現代用語の基礎知識」

救急 一方、救急車の出動状況(グラフ①)も、昨年は六十二年と比較すると出動件数も運んだ人も大幅に減少しました。これを数字で比較すると六十二年中の出動状況は全体で百八十七件(六十二年は二百七十七件)、運んだ人の数は百八十八人(六十二年は二百四人)と出動

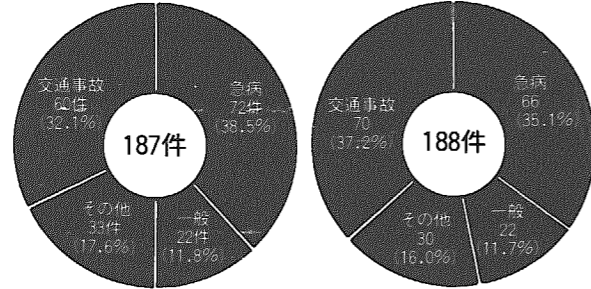
近隣町村への応援出動状況

(表一②)

	吉田町	弥彦村	巻町	合計
昭和62年	3回	5回	5回	13回
昭和63年	0回	4回	4回	8回

救急車出動状況

(昭和63年1月～12月)



回数で二十件、運んだ人数でも十六人の減少でした。この原因は、急病患者の搬送や一般事故での出動が減ったことが主なようです。ことしも、健康に十分注意して、明るい毎日を送りたいものです。

募集 「いのちの電話」ボランティア

いま「新潟のちのちの電話」では電話相談を募集しています。みなさんいのちの電話の活動に参加して、ともに学び受話器を握る一人になりませんか。

■募集期間：一月十日～二月末日定員五十人 ■受講料：二万五千円 ■受講資格：二十歳から六十歳までの男女で趣旨に賛同し積極的に参加でき、講座終了後、毎月一回程度の電話相談を最低三年ぐらゐ担当していただける人です。相談員はボランティアとして無給、交通費も自己負担。

■申し込み・問合せ：〒953 新潟市営所通一ノ三三三 清光ビル二階 社会福祉法人新潟いのちの電話事務局 ☎025-211-2915 五六七七へ。

「解約したい」と思ったら すぐクーリング・オフ

訪問販売法が改正されました

突然やってきたセールスマンの巧みな口車に乗せられて、つい契約をしてしまったなどと、最近、悪質な訪問販売業者などによる消費者被害が多発しています。でも、そんな弱い消費者を守る法律「訪問販売法」が改正されました。

主な改正内容は次のとおりです。①クーリング・オフ期間が7日から8日に延長されました。②現金一括払取引(3,000円以上)についてもクーリング・オフが適用されます。③対象品目が貴金属、電子計算機等も追加されました。ただし、一部を使ってしまった消耗品やクーリング・オフ制度の対象となっていない商品などについては適用されないにご注意を。詳しいことについては、消費生活センターか役場商工観光課へおたずねください。

なお、右表が現在クーリング・オフ制度が定められている取引の一覧です。マルチ商法以外は、店(営業所等)以外の場所で契約した場合に限られています。

自主規制によるもの	法律によるもの								
	生命保険	新	投資顧問取引	宅地建物取引	海外先物取引	現物まがい商法	マルチ商法	割賦販売	訪問販売
新	告知の日を含め7日間	告知の日を含め8日間	10日間	8日間	〃	〃	〃	〃	告知の日を含め8日間
生命保険	新	ただし清算義務	業者が売り主となる宅地・建物	指定市場・商品	施設・商品・権	すべての商品と	指定商品	指定商品	指定商品・権利